

介護報酬 自己点検表 【介護予防支援費】

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行っていない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている	☐ 該当	
業務継続計画未策定減算 (令和7年3月31日まで経過措置)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務に従い必要な措置を講じていない。	☐ 該当	
特別地域介護予防支援加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援の提供を行った	☐ 該当	
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成	☐ 該当	
委託連携加算	指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力	☐ 該当	